

平成 30 年

奈良市議会 12 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第142号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について.....	1
------------	--------------------------------------	---

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 平成31年1月1日から同月31日までの間、市長及び副市長（現に副市長の職にある者で、平成25年7月31日において市長の職にあつた者の同日を含む任期中に副市長に選任されたものに限る。）の給料月額を、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成31年1月1日から同月31日までの間の市長等の給料月額を減額するものである。